

タイトル	国際事件に対する独占禁止法の域外適用 ～「抵触法的アプローチ」とその実践～
著者	岡本，直貴；OKAMOTO, Naoki
引用	北海学園大学法学研究，58(2)：1-24
発行日	2022-09-30

論 説

国際事件に対する独占禁止法の域外適用 ～「抵触法的アプローチ」とその実践～

岡 本 直 貴

I はじめに

経済のグローバル化が指摘される昨今において、独占禁止法違反事件も、今や国内に閉じた事件だけではなく、むしろ違反行為者や需要者が国外にまたがる場面が多くみられる。ここにおいて、国外における事象を自国法の適用範囲内に取り込んで、自国法を適用するという意味での「域外適用」の要請が、ことに経済法においては強く、また、理論的検討も多数行われてきた。本稿は、この域外適用における「抵触法的アプローチ」の概要を紹介した上で、近年の日本における事件を参照し、検討を行うものである。「抵触法」の独占禁止法における位置付けと、抵触法的アプローチにおける国際法の斟酌如何、が主たる課題となる。独占禁止法の域外適用においては、抵触法における「公法」としての位置付けが妥当であり、適用限界の画定が検討されるべきこと、国際法は国内独占禁止法の適用を拘束するものではなく、斟酌の要素となるにとどまること、を以下に述べる。

II 域外適用における「抵触法」の位置づけ

「抵触法的アプローチ」については、筆者はすでに、その概要を公表した¹。例えば、日本国内に閉じた事件ではなく、国外の事業者をも参画する独占禁止法違反事件があるとする。ここで考察されるべきは、国内(日本)の独占禁止法の適用が及ぶか否か、である。これは抵触法の問題である。国際法上は、国家管轄権の適用限界として論じられるけれども、国際法は国家的関心が高いがゆえに、自国法を適用することが前提にな

¹ 岡本直貴「独占禁止法の域外適用における『抵触法的アプローチ』」日本経済法学会年報34号99頁(2013年)。

る。

さて、国内法を、一国の競争当局・裁判所が処理しようとする場合を考えたとき、自国と外国の法に内容的相違がある場合には、いずれの国の法で処理すべきか、仮に自国法が適用されるとしてもその適用範囲はどこまでか、という問題が生じる。法の内容的相違（法の抵触）は、抵触法が扱う問題であり、独占禁止法の領域においても、この抵触法分析が必要とされるべきである、とするのが、本稿の立場である。

1. 「抵触法」とは何か

(1) 意義

まず、「抵触法」の意義について述べる。本稿において「抵触法」とは、公法・私法を含む国内実質法規の、国際事件に対する法適用を規律するルールのことをいう。

「抵触法」の概念は、「国際私法」と同義に用いられることが多いが、厳密には異なる²。「抵触法」は、そもそも、私法関係のみならず、より広く、公法の抵触を規律する法規も内包している。実質法（公法、私法）の国際的法律関係への適用のあり方を定めた規則（抵触規則）の集合体が、抵触法と呼ばれる。そのうち、国際的な私法関係を対象にしたものが「国際私法」であり、日本において明文の規則として法典化されたものが「法の適用に関する通則法」である。ゆえに、抵触法と国際私法とは、完全な同義語というわけではない³。

(2) 抵触法における「公法」と「私法」

次に、抵触法的な問題処理の前提となる作業として、問題となっている国際的な法律関係に対して適用される法規が、準拠法の如何にかかわらず常に適用される法規なのか、それとも準拠法選択ルールに服する法規なのか、を区別する必要がある。伝統的に、国際事件における法律関係は公法関係・私法関係に二分され、前者については「公法の属地性」

² 国際法学会編『国際関係法辞典』（三省堂、1995年）562-3頁〔出口耕自執筆〕、出口耕自「競争法・知的財産法」国際法学会編『日本と国際法の100年 第7巻 国際取引』（三省堂、2001年）118頁以下、桑田三郎『国際私法の諸相』（中央大学出版部、1987年）245頁以下。

³ 出口・前掲（2）141頁、前掲（2）、『国際関係法辞典』562-3頁（出口耕自執筆）。

原則により常に内国法が適用され、後者については内外国法の選択がありうるとされる。ここでいう公法・私法の区別は、抵触法上、準拠法選択という国際私法的規律に服するか否か、を基準にしている⁴。

「私法」とは、単位法律関係ごとに最も密接な関連を有する地を示す連結点を示すことにより、準拠法を定めるというルールに服する法規をいう。この枠内の法規群（民・商法）は、国家的関心が低いためその公権力性も弱く、自国法を優先するという態度には立たない。言い換えれば、各国法制度の平等を強く意識するため、外国法を適用することもあり得る。

私法領域においては、私人間の国際的法律関係に対しいずれの国の法が適用されるか、を決定することが、抵触法の任務とされる。すなわち抵触法は、国際的法律関係を含む事案が裁判所に持ち込まれた場合に、適用される可能性のある複数の国家の法から、いずれの国の法に準拠することが最も適切か、という法選択（choice of law）基準を提示する。その決定はそれぞれの国内法規定（日本ならば、法の適用に関する通則法）に委ねられる。以上のような手法は、法の国際的な適用関係を考える視点を、適用を受ける法律関係に置く、という意味で、「法律関係からのアプローチ」という⁵。

これに対して、国家的関心が高いため公権力性も強く、ゆえに外国法の適用が考えられない法規群は、「公法」と呼ばれる。したがって「公法」の場合、（狭義の）国際私法における準拠法選択ルールの埒外であるとされ、もっぱら自国法の地理的適用範囲のみが、関心事となる⁶。

⁴ 早川吉尚「国際知的財産法の解釈論的基盤」立教法学 58 号 188、192 頁（2001 年）、道垣内正人「国境を越えた知的財産権の保護をめぐる諸問題」ジュリスト 1227 号 52、54 頁（2002 年）。

⁵ 早川吉尚「準拠法の選択と『公法』の適用」国際私法年報第 5 号（2003 年）206 頁、212 頁。道垣内正人「法適用関係理論における域外適用の位置づけ」松井芳郎＝木棚照一＝加藤雅信編『国際関係と法（山田録一教授退官記念論文集）』（名古屋大学出版会、1988 年）213 頁、229 頁。

⁶ たとえば、Lowenfeld は、「公法」を、「伝統的に、他国の裁判所により（直接的に又は判決により）適用されない法」と定義する。その一側面として、「国家は、自国の通商規制や刑事罰が自国領域を越えて適用されるなどとは考えていなかった」と説明する。Andreas F. Lowenfeld, *Public Law in the International Arena: Conflict of Laws, International Law, and Some Suggestions for Their Interaction*, 163 RECUIL

公法領域は、国家的利益との結びつきが強いため、外国法の適用は基本的に考えられない。公法はその制定国の公益に基づくものであるから、他の国の公益とは相容れず、他の国は適用する利益を有しない。その典型例が刑法や税法である。これらの法規が領域内の事象に対して適用される場合には、領域主権からその正当性が説明され、領域外の事象に対して適用される場合には、属人主義や保護主義といった理論による説明が施される。独占禁止法においては、自国内における経済的効果が存すれば領域外の事象に自国法を適用しようという「効果理論」という方法論が、展開されてきた。以上のような手法は、法律関係というよりは法規の側を視点にし、法規をどこまで自国外へ拡張できるかという観点に立つことから、「法規からのアプローチ」と呼ばれる⁷。

以上のように、抵触法の観点からは「公法」「私法」が区別され、それぞれの領域における法適用関係の規律手法も異なるのである。

(3) 「公法」と「私法」の適用関係

ところで、以上のような法適用関係の規律手法の区別を前提としつつも、そこで規律される「公法」「私法」の区別が今や曖昧になってきている、という指摘がある。本来公法とされてきたものに「私法」的な性質を認め、逆に私法とされてきたものに「公法」的な性質を認めることによって、両者の区別は曖昧になる。しかしその法適用関係の規律においては、公法に「法規からのアプローチ」、私法に「法律関係からのアプローチ」という二つがなお存在しているため、ある法規に対しいずれの手法をとるべきか、が明確でなくなる、と説明されるのである。

「私法」領域についても、強い公権力性が認められ、適用限界に関する意思を無視できなくなっているものがある、とされる。「『公法』『私法』の相対化」あるいは「私法の公法化」として説明される事柄である⁸。

DES COURS (1979) 321, 324.

⁷ 早川・前掲注(5) 212頁。

⁸ たとえば、東京地決昭和60・4・26 労民集16巻2号308頁は、日本に居住する米国人被用者(パイロット)と米国人(航空会社に人材を派遣することを業とする会社)との間の労働契約があったところ、この米国人被用者が解雇の無効を主張した事件において、「労働供給関係を律する労働法はひとしく労使の契約関係を規律する一般私法法規と異なり、抽象的普遍的性格に乏しく各国がそれぞれ独自の要求からその国で現実に労務給付の行われる労使の契約関係に干渉介入し、独自の

「公法」に対しても、「法律関係からのアプローチ」を適用すべきである、との主張がある⁹。公法においても、自国公法の適用範囲に強い関心を有するのは自国のみではなくなっている、という。公法の抵触のために国際取引社会に大きな混乱を生ぜしめており、公法の適用関係がそれぞれの国に委ねるというわけにはゆかなくなっている¹⁰ならば、私法と公法を画然と区別して異なる法適用関係理論を維持することが今や現実的ではなく、法の適用関係をすっきりさせるための今後の方法の一つとして、公法（独占禁止法も含む）に「法律関係からのアプローチ」をあてはめるべきことが、提唱されるのである¹¹。

たしかに、「公法」に「法律関係からのアプローチ」を適用する考え方には、ルールの統一性及び明確性を志向するところに、一貫性がある。外国の「公法」の適用への道を開き得るものでもある。しかし、立法論としてはともかく、独占禁止法の分野では、各国・地域の競争当局による通報、情報交換等を内容とする協力関係が構築されているにすぎない。この現状に鑑みると、現行法の解釈論として採用することは難しいと思われる。

「公法」は、国家が唯一の法制定者としての役割を果たすのみならず、法律関係の主役でもあるところに、その本質がある¹²。そしてそれは、対等ではない関係（国家と私人との関係）を規律するものでもある¹³。国家の主たる関心事は、自国の国家権力の適切な発動と自国の公益の実

方法でその自由を制限し規整している」と述べ、日本の労働法に基づいて解雇の効力が判断されるべき旨判示している。

⁹ 道垣内・前掲注（5）213頁以下。

¹⁰ 道垣内・前掲注（5）230-231頁。

¹¹ 道垣内・前掲注（5）234頁は、「競争制限行為に関する法適用関係ルール」として、以下のようなルールを提唱する。

「（1）経済上の競争を制限する行為については、以下の国の法が適用される。

（a）その行為によって影響を受ける市場の所在地
（b）その行為者の本拠の所在国
（c）行為地

（2）前項において、複数の国の法の内容が矛盾抵触し、重複適用できない場合には、（a）、（b）、（c）の順に優先的に適用されるものとする。」

¹² Hans W. Baade, *The Operation of Foreign Public Law*, 30 TEX. INT'L L.J. 429, 447 (1995).

¹³ *Id.*

現にあるため、他国の「公法」が適用されるということはなかった。また、仮に国内の裁判所・競争当局が外国の「公法」を適用するとすると、当該行為を禁止する外国政府の権限に手を貸すことにより、あたかも自国が外国政府の代理人であるかのような様相を呈し、結果として、自国で独自になされた政策判断が簡単に歪められてしまう、という問題が生じるであろう¹⁴。

結局、各国が（条約などにより）明示的な政策判断をすることによって、前述の問題をクリアすることなくしては、外国の「公法」的規制を適用することは、できないと考えられる。公権力性が高く国家的関心の強い事項に関しては、自国「公法」の属地的適用をすることが、適切であるといえる。

Ⅲ 抵触法的アプローチとその実践

1. 準拠法選択か、適用限界か

従来、「抵触法的アプローチ」という場合、その意味するところは必ずしも一致していなかった。それは、「抵触法」の定義如何による。以下、「抵触法アプローチ」の内容を、改めて述べることにする。

まず前提として、「抵触法的アプローチ」の具体的内容には、準拠法選択の手法により適用されるべき法がいずれかを探求する手法と、自国法の地理的な適用範囲がどこまで及ぶかを探求する手法の、双方が含まれる。

準拠法選択により適用されるべき法がいずれかを探求する手法、という意味の「抵触法的アプローチ」がある。これは民・商法のように、私法的法律関係を規律する手法であり、まず法廷地の国際私法によってどこの国の法が適用されるかという判断を行った上で、その後準拠法となる法規を適用する、というプロセスがとられる。

抵触法が「国際私法」と同義であるとすれば、「抵触法的アプローチ」は、この準拠法選択手法のみに限定されることになる。しかし既に述べ

¹⁴ 早川・前掲注（5）220頁；Jürgen Basedow, *Conflict of Economic Regulation*, 42 AM. J. COMP. L. 423, 438 (1994); Harold G. Maier, *Extraterritorial Jurisdiction at a Crossroads: An Intersection between Public and Private International Law*, 76 AM. J. INTL L. 280, 289-290 (1982)

たように、抵触法とは、公法、私法を含めた法律の抵触を対象にしているから、準拠法選択のみを「抵触法的アプローチ」とすることは妥当ではない。とりわけ独占禁止法は、私法的規定から、行政法規・刑事法規といった公法的規定までを含んでいるから、抵触法による考察の範囲は「国際私法」的な考察には限られない。そこで、強い公権力性を帯び自国法の適用のみが認められる公法的法律関係において妥当するような、準拠法選択を経ない手法も、「抵触法的アプローチ」に含めることが適切である¹⁵。

地理的適用限界を探求する手法は、公法的法律関係において採用されるルールである。外国における事業活動に対してある国の独占禁止法が適用されるか否かという問題に対しては、別に準拠法選択というルートを経ることなく、独占禁止法の条文から、それが外国事業者に適用されるか、国外の活動に適用されるか、という判断がなされる。

本稿は、公法的法律関係を規律する手法を、さらに、自国法の地理的な適用範囲がどこまで及ぶかという適用限界を探求する手法（内在的適用限界）、及び外国の法政策を考慮して自国法の適用に制約を加える手法（外在的適用限界）、に分けて考える。これら「適用限界」の手法は、いずれも、独占禁止法の地理的適用範囲に対する制約原理である。「内在的適用限界」は、国内法解釈又は立法によって実現されるものであり、「外在的適用限界」は、関連他国の法政策や重要な利益を考慮した上で得られる基準である。本稿は、後者をさらに「外在的適用限界Ⅰ」、「外在的適用限界Ⅱ」として区別した¹⁶。

2. 抵触法的アプローチの内容

本稿にいう「抵触法的アプローチ」の内容は、「準拠法選択」と「適用限界」の二つに大別される。

¹⁵ Ivo E. Schwartz & Jürgen Basedow, *Restrictions on Competition, in III INTERNATIONAL ENCYCLOPEDIA OF COMPARATIVE LAW* 92 (Kurt Lipstein, ed. 1995).

¹⁶ 岡本・前掲注(1)は、「外在的適用限界」のみを論じたが、本稿は、国内法解釈に閉じた場面（外在的適用限界Ⅰ）と、国際法の斟酌が働く場面（外在的適用限界Ⅱ）とをさらに区別する。

(1) 準拠法選択

「準拠法選択」は、「法律関係からのアプローチ」による手法である。まず法廷地の国際私法によってどこの国の法が適用されるかという判断を行った上で、その後準拠法となる法規を適用する、というプロセスがとられる。

「法律関係からのアプローチ」の基本的発想は、当該法律関係において最も密接な関連を有する法規を準拠法とするところにある。これは前述の通り、ある法規が「公法」「私法」と区別できることを前提とする「準拠法選択」は、もっぱら「私法」の法律関係を規律する手法である。一方、「適用限界」は、「公法」の適用関係を規律する手法である。

米国における抵触分析の手法は、このような区別を前提とはしていない。一般に、米国においては、公法であれ私法であれ「法の実現」の手段としては同じであることが強調され、ある実質法規を公法・私法という形で区別する発想がもともと希薄であるとされる¹⁷。法の域外適用に対する抵触分析も、このような区別を前提とはせず、むしろすべて準拠法選択の枠内で議論され、事案に関連を有する法規が複数ある場合、それぞれの法規の政策や政府利益を分析し、調整を図ることこそが、抵触法の任務であり、政府利益が最も大きいとされる法規が適用される、という法運用が採用されてきた¹⁸。

米国反トラスト法における先例である Hartford 事件¹⁹では、カルテルを禁止する連邦反トラスト法と、保険会社による同様の行為を容認する英国法との「真正の抵触」の有無が、争われた。連邦最高裁は、「真正の抵触²⁰」が仮に存在した場合、英国法が準拠法として選択されるのでは

¹⁷ 田中英夫『英米法総論（下）』（東京大学出版会、1980年）517頁

¹⁸ これは「政府利益理論」と呼ばれる。岡本・前掲注（1）99頁以下参照。

¹⁹ Hartford Fire Insurance Co. v. California, 509 U.S. 764 (1993).

²⁰ 米国法は、法の抵触を、「真正の抵触 (true conflict)」と「虚偽の抵触 (false conflict)」の二つに区別する。「虚偽の抵触」は、当該事件を処理するために自州の法を適用する正当な利益を、ただ一つの州しか有しない場合に、存在する。この場合、裁判所は、利益を有する州の法を選択する。「真正の抵触」は、関連する法が異なっているのみならず、各州が当該事件を処理するための自州法適用の正当な利益を有する場合に、存在する。この場合、いずれの利益を優先させるかという問題は裁判所の権限による判断になじまず、法廷地法を選択するほかない。「真正の抵触」事案の考慮は、高度に政治的であるため、裁判所が行うべき任務ではなく、究極的には連

なく、米国法が選択された上で、なお「礼讓」により米国法の適用を自己抑制する余地がある、という²¹。これは「法規からのアプローチ」に共通する手法であって、米国では、域外適用問題が「準拠法選択」の問題として論じられながらも、手法としては、後述する「適用限界」の画定そのものであるといえる。

(2) 適用限界

「適用限界」は、自国法の地理的な適用範囲を関心事とする「法規からのアプローチ」により規律される手法である。

① 内在的適用限界

「内在的適用限界」とは、「自国法の地理的な適用限界はどこまでか」を、国内法解釈又は立法によって導こうとする考え方である。法の域外適用がなされる場面における「内在的適用限界」の画定については、従来、属地主義、効果理論が提唱されてきた。とくに、独占禁止法の域外適用を認める根拠としては、領域内における行為に対してのみ法適用を認める属地主義、領域外で開始され領域内で完成された行為に対する法適用をも許容する客観的属地主義がある。さらに、領域外の行為であってもその「効果」が領域内に及べば法適用を認めるという効果理論が、有力に主張されてきた。

米国では、1945年のAlcoa事件判決²²ではじめて効果理論が採用された。これは、効果を及ぼす意図及び現実的な効果があれば、領域外の行為に対し反トラスト法を適用できる、という形で「効果」に内在的限界を画したものであった²³。しかし、この「効果」にも、当該事案における領域外の行為と領域内の効果との関連性が、国内法適用を肯定するに十

邦議会の立法措置をまつべき問題であるとし、それにもかかわらず、「真正の抵触」の場合にはもっぱら法廷地法を適用すべしとして、法廷地法優先の立場を示す。Scott A. Burr, *The Application of U.S. Antitrust Law to Foreign Conduct: Has Hartford Fire Extinguished Considerations of Comity?*, 15 U. PA. J. INTL BUS. L. 221, 233 (1994).

²¹ *Hartford*, at 798-799. ただし判決は「真正の抵触」が存在しないため、礼讓の考慮は必要ない、という立場をとっている。

²² *United States v. Aluminium Co. of America*, 148 F.2d 416 (2d Cir. 1945).

²³ *Id.* at 443-44.

分であるか否かが問われる。立法によると、FTAIA (外国通商反トラスト改善法: Foreign Trade Antitrust Improvement Act of 1982)²⁴ は、「効果」にさらに「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能」なる要件を付すことによって、シャーマン法の適用限界を画した。

日本においては、「効果」を明言した事例はないが、後述する各報告書や事件によって、実質的に効果理論が採用されているとみられる。また、欧州においては、Wood Pulp 事件判決²⁵ が、「実行理論」と呼ばれる基準により、域外事業者による違反行為を、①共同行為の形成 (formation) と、②その実行 (implementation) という二つの要素に分け、このうち「実行の場所」が決定的な要因となとした。また、Gencor 事件判決²⁶ は、欧州合併規則の適用範囲の問題として、Wood Pulp 事件判決を引用し、「実行」という基準は、販売があれば満たされ、本件当事者が共同体域内で販売活動を行っていることには争いが無いから、合併規則が適用されることに問題はない、と判示した²⁷。いずれも、域外と域内に介在者が無いことを前提として、実質的に効果理論と同様の結論を導いている。

日本においては、すでに公正取引委員会が、1990年の「独占禁止法涉外問題研究会報告書」において、国際事件に対する独占禁止法適用につ

²⁴ FTAIAの規定は、以下のとおりである。

「本法(シャーマン法)は、次の(1)及び(2)に該当する場合を除き、外国との取引又は通商(輸入取引又は輸入通商を除く)を含む行為には適用されない。

(1) 当該行為が直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果を、次の(A)又は(B)に及ぼすこと。

(A) 外国との取引若しくは通商以外の取引若しくは通商、又は外国との輸入取引若しくは輸入通商。

(B) 外国との輸出取引又は輸出通商であって、米国において当該取引又は通商に従事する者によるもの。

(2) 当該効果が、本条を除く本法の条項に基づく請求を発生させること。

ただし、本法が、本条(1)(B)項によってのみ当該行為に適用されるとき、本法は、当該行為のうち、米国における輸出事業に対し損害を与える行為に対してのみ適用されるものとする。」

²⁵ A. Åhlström Osaakeyhtiö v. Commission (*Wood Pulp*), Cases 89, 104, 114, 116, 117 & 125-129/85, [1988] E.C.R. 5193.

²⁶ Gencor Ltd v. Commission (*Gencor*), Case T-102/96, [1999] E.C.R.II-753.

²⁷ *Gencor*, [1999] E.C.R.II-753, paras. 87-88.

いて、意見を提示していた。ここでは、「外国企業への我が国独占禁止法適用基準を、属地主義あるいは効果主義と分類することにより説明することは必要ではない。……国内市場の競争を阻害する行為については、我が国独占禁止法違反を構成するに足る事実があれば、外国所在企業も独占禁止法による規制の対象となると考えることができる」²⁸…「外国企業の行為が我が国独占禁止法に違反する行為に該当し、かつ、我が国の市場に実質的な効果を及ぼしているかを、まず検討すべきである」²⁹と述べられている。

近年における事例として、ブラウン管事件最高裁判決³⁰がある。ブラウン管事件は、テレビ用ブラウン管の販売価格に関する国際カルテル事件に対し、独占禁止法3条が適用された事件である。本件で違反行為を行ったのは、日本・韓国・台湾・タイ・インドネシア・マレーシアに所在する11社である。カルテルを主導した事業者5社のうち、台湾系事業者（中華映管）は課徴金減免申請を行った。このほか事業譲渡を行った事業者が1社（LG）、解散消滅した事業者が1社（タイCRT）あるため、排除措置命令の名宛人となったのは、日本及び韓国のブラウン管製造販売業者2社（MT映像、サムスン）である。インドネシアに所在する会社は、課徴金納付命令の対象であるが、日本で代理人を選定していないため、外交ルートにより意見申述・証拠付与の機会を付与するための手続を行っている。

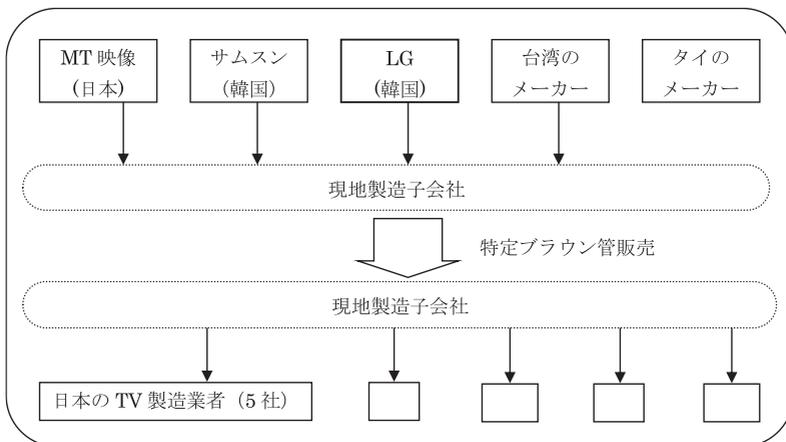
公取委は、日本（MT映像ディスプレイ）及び（サムスンSDI）の2社に対し、本件合意に対する排除措置命令を行い、マレーシア、タイ等アジア各国に所在する事業者5社に対し、課徴金納付を命じた。このうち、MT映像、サムスン、マレーシア（サムスンSDIの子会社。以下「サムスンSDIマレーシア」という）に所在する各社に審決が出され、3社とも審決取消訴訟を提起した。いずれも、東京高裁は独占禁止法違反を認める判決を出したところ、このうち、サムスンSDIマレーシアの上告受理申立てのみが認められ、最高裁判決に至った。

ここでは、本稿に関係する部分のみを引用する。筆者はすでに、本件

²⁸ 公正取引委員会事務局編・独占禁止法涉外問題研究会報告書『ダンピング規制と競争政策・独占禁止法の域外適用』（大蔵省印刷局、1990年）67頁。

²⁹ 公正取引委員会事務局・前掲注（28）84頁。

³⁰ 最判平成28・1・29、審決集62巻419頁。



排除措置命令の検討において、事実関係を図示した。本稿では、関連する範囲で、これを簡略化して引用する³¹。

本稿にいう「内在的適用限界」につき、最高裁は、以下のように判示する。

「独禁法は、国外で行われた行為についての適用の有無及び範囲に関する具体的な定めを置いていないが、同法が、公正かつ自由な競争を促進することなどにより、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としていること（1条）等に鑑みると、国外で合意されたカルテルであっても、それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には、同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めていると解するのが相当である。したがって、公正取引委員会は、同法所定の要件を満たすときは、当該カルテルを行った事業者等に対し、上記各命令を発することができるものというべきである。」

最高裁は、国際事件に対する「具体的な定め」がないことを認める。その上で最高裁は、「国外で合意されたカルテルであっても、それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には、同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めている」と明言する。「我が国

³¹ より詳細には、岡本直貴「日本独占禁止法の域外適用——近年の国際カルテル事件を題材にして——」新世代法政策学研究8号（2010年）229頁、232頁。

の自由競争経済秩序を侵害する」とは、端的にいうと「効果理論」をい
うと解される³²。判決が一般的に直接的な（介在者がいない）侵害を含
むかどうかは、この判決文では判然としないが、後述する「経済的に一
体」とする判示によれば、これは直接の侵害をいうと思われる。

② 外在的適用限界

「外在的適用限界」は、内在的適用限界の分析で「効果理論」を採用す
る場合であっても、関連他国の法政策や重要な利益を考慮することによ
って、適用限界を画そうとする手法である。その内容は、あくまで国内
法解釈の範囲内にある。ここでは、関連他国との利益衡量によって適
用限界を画する場面を「外在的適用限界Ⅰ」、国際法による拘束力が及ぶ
か否かが問われる場面を「外在的適用限界Ⅱ」と称することとした。

(a) 外在的適用限界Ⅰ

「外在的適用限界Ⅰ」は、内在的適用限界の分析で「効果理論」を採用
する場合であっても、関連他国の法政策や重要な利益を考慮することによ
って、適用限界を画そうとする手法である。内外国の法政策を比較検
討するという意味での抵触分析は、すでに米国では、Timberlane 事件判
決³³で示されていた。Timberlane 事件判決は、Alcoa 判決で示された効
果理論が他国の利益を十分に考慮していない点で不完全であると指摘す
る。その上で同判決は、米国内に「効果」がある場合であっても、国際
礼譲の見地から、関連する諸要素を比較衡量すべきであるという「管轄
権の合理の原則（jurisdictional rule of reason）」を採用した。この手法に
よると、米国法適用のためには、「合衆国の利益及び合衆国との関連——
米国の外国通商に対する効果の大きさを含む——が、外国の利益及び外
国との関連と比べて、域外管轄権行使を正当化しうるほど十分に強いこ
と³⁴」が必要になる。米国通商との関連性が他国とのそれに比して十分
に大きいと評価されれば、国内法の適用が正当化されることになる。

また、米国涉外関係法第三次リステイメントは、米国反トラスト法
に基づく管轄権の行使が「合理的（reasonable）」でなければならない、

³² 白石忠志「ブラウン管事件最高裁判決の検討」NBL 1117号（2018年）4頁、8頁。

³³ Timberlane Lumber v. Bank of America, 549 F.2d 597 (9th Cir. 1976)。

³⁴ *Id.* at 613.

として、利益衡量を支持する。同リステイトメントは、402条において効果理論に基づく域外管轄権の行使を許容する。次いで403条は、域外管轄権の正当な行使のための指針となるべき一連の要素を掲げ、その合理性を評価するための指針を示している³⁵。

利益衡量を行うべきか、に関して参考となる事例としては、さらに、Hartford 事件判決と、Empagran 事件判決³⁶が挙げられる。

Hartford 事件は、保険契約の担保範囲からある種のリスクを除外するという保険会社の合意が、米国ではシャーマン法違反となり、英国では合法とされるという法政策の相違が問題となる事件であった。一方で Empagran 事件は、国際カルテルにより損害を受けた外国事業者が、米国の連邦裁判所で三倍賠償を請求した事件である。ここでは、米国に三賠償請求制度が存在するという、カルテルに対するエンフォースメントに相違があった。いずれも「抵触」の存在という観点からは、問題状況が類似する。しかし Empagran 事件判決では、Hartford 事件判決法廷意見にいう「真正の抵触」概念は採用されていない。この違いは、本件判決が Hartford 判決の法廷意見に依拠せず、反対意見に依拠しているところから、生じている³⁷。

Hartford 判決法廷意見は、抵触分析の前提として「真正の抵触」の存在が必要であるとして、その先の検討（利益衡量）を実質的に排除した。一方で同判決の反対意見は、大要以下のようにいう。問題は、「領域外の行為にシャーマン法を適用することを、連邦議会が意図していたか否か」であり、その意図は、抵触法原則によって明らかにされる。ここで考慮されるのは「主権国家が自国法令の範囲に限界を画することによって互いを尊重する」という意味での「規律的礼讓 (prescriptive comity)」である。抵触法原則はこの「規律的礼讓」を構成要素としており、その内容は「米国涉外関係法第三次リステイトメント」403条2項に示されている。法廷意見は「真正の抵触」を、「裁判所の礼讓」の要件と見ているが、これは誤りであるのみならず、抵触法分野で一般的に理解されている用法とは異なっている。適用可能な外国法と国内法が、当事者の紛争につき判断

³⁵ RESTATEMENT (THIRD) OF THE FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES § 402-403 (1987).

³⁶ F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A., 124 S. Ct. 2359 (2004).

³⁷ 岡本・前掲注(1) 104頁。

する異なった実質法を持つ場合に、抵触分析が必要になるのである、と³⁸。

Empagran 事件は、国際カルテルにより損害を受けた外国事業者が、米国の連邦裁判所で三倍賠償を請求した事件である。同事件判決は、「制定法の内容が曖昧である場合、裁判所は、通常、他国の主権に対する不当な干渉を回避する方向で、解釈を行う」という解釈ルールを示し、それが「規律的礼讓」の理念に由来するとする。そして判決は、この理念が Hartford 判決反対意見に依拠したものであることを、明記している³⁹。この点は、独占禁止法適用に対する外在的な適用限界の可能性を示し、その具体例を提供しているとみることができるだろう。

日本における事例として、ここではマリンホース事件⁴⁰を引用し、本稿の位置付けに従って検討を行うこととする。マリンホース事件は、タンカーと石油備蓄基地施設との間の送油に用いられるゴム製ホース（マリンホース）の製造販売業者が、国際的な市場分割カルテルを行ったという事件である。

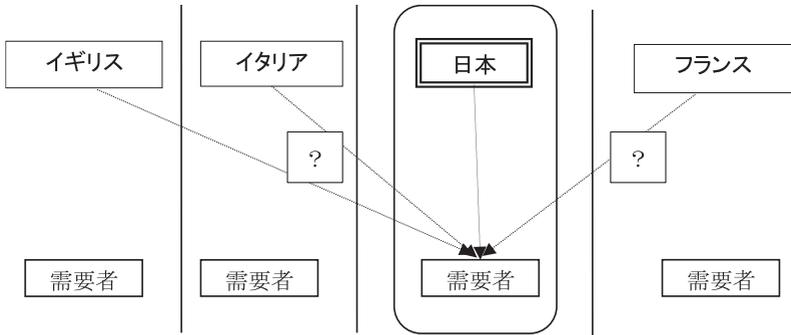
本件において公取委は、（違反行為の排除のみを行うという制約はあるけれども）内在的適用限界について、断定的な言及をしていない。それは、前述した各報告書の論述が、必ずしも公取委の判断を拘束するものではないことを示していると思われる。したがって、本稿の立場からいうと、本件において外国で行われた合意と日本国内にもたらされる弊害に、密接関連性があるか否か、ということが検討されることになる。

本件において弊害を被るのは、「特定マリンホースのうち我が国に所在するマリンホースの需要者」であった。本件では「使用地となる国に本店を置く事業者を受注予定者と」とするという合意が認定されたため、マリンホースの供給者と需要者（使用地となる国に本店を置く事業者）の所在する国が、必ずしも一致するとは限らない。筆者はかつて、供給

³⁸ *Hartford*, 509 U.S. at 812-822 (SCALIA, J., dissenting)

³⁹ *Empagran*, 124 S. Ct. at 2366-68. 本判決は Hartford 判決法廷意見との関係については説明がないため、本件が一般的に Hartford 判決を変更したとまではいえない。むしろ、本件の射程は「国内と国外の双方に効果が発生し、しかも両者が無関係である」という事実限定され、有害な効果の重要部分が米国内で生じた先例とは区別される、と考えるのが適切であろう。

⁴⁰ 公取委平成 20 年 2 月 20 日排除措置命令、審決集 54 卷 512 頁。解説として、岡本直貴「国際市場分割カルテルの外国事業者に対する域外適用」別冊ジュリスト 234 号（2017 年）『経済法判例・審決百選』176 頁。



者と需要者の所在する国が一致するとき図示を行った⁴¹。本稿は、検討の範囲内で加筆修正している。

「外在的適用限界Ⅰ」に沿って検討を行うならば、関連するマリンホースのメーカーの所在国と、日本との密接関連性が、問われることになるだろう。ここにおいて、日本の供給者が日本所在の需要者（使用地を置く事業者）と一致するならば、「我が国に所在する」需要者に弊害をもたらしたことはないと思われる。また、例えばイギリスのメーカーがイギリスを使用地とする需要者にマリンホースを供給するとしても、同様である。

さて、ここで、イギリス・イタリア・フランス製のマリンホースを、日本が使用地とした場合は、どうであろうか。製造販売地である欧州諸国と、日本との密接関連性が問われることになる。「需要者の利益になるかどうか」を指標とし、当該事案に対する「より正しい判断」⁴²を行う国を基準とし、さらに具体的事案に対する法運用者の判断の「正しさ」を担保する、事案と自国領域との「密接関連性」を求めるとするならば⁴³、このような（仮定であるけれども）事案に対しても、日本の独占禁止法の適用は肯定されると思われる。本件に即していえば、供給者に対して直接見積りを取って発注しているという事実があることから、供給者と

⁴¹ 岡本・前掲注(31) 230頁。

⁴² 白石忠志「自国の独禁法に違反する国際事件の範囲（下）」ジュリスト 1103号（1996年）117頁。

⁴³ 横溝大「外国事業者の私的独占行為に対し我が国独禁法を適用した事例」ジュリスト 1177号（2000年）208頁。

需要者の間に格別の仲介者の存在を認めることはできず、密接関連性の認定は、容易であると思われる。

また、前述したブラウン管事件判決は、以下のとおり判示する。

「我が国テレビ製造販売業者は、自社との資本関係又は緊密な業務提携関係に基づき、現地製造子会社等を含むグループ会社が行うブラウン管テレビの製造販売業全体を統括し、ブラウン管テレビの生産計画や仕様等を決定するなどした上で、現地製造子会社等に指示して製造させ、また、我が国テレビ製造販売業者又はその子会社等は、現地製造子会社等が本件ブラウン管を用いて製造したテレビの全部又は相当部分を購入した上で販売していたものである。このように、我が国テレビ製造販売業者は、ブラウン管テレビの製造業務については現地製造子会社等に移管又は委託していたものの、ブラウン管テレビの製造販売業の主体として引き続き自社及びその子会社等が行う当該事業を統括し、遂行していたものであり、現地製造子会社等は、我が国テレビ製造販売業者による指示を受ける関係にあったものといえることができる。そして、我が国テレビ製造販売業者は、ブラウン管テレビの製造販売業を統括し、遂行する一環として、その基幹部品であるブラウン管の購入先、購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定し、その購入を現地製造子会社等に指示し、現地製造子会社等に本件ブラウン管を購入させていたものである。さらに、我が国テレビ製造販売業者は、サムスン SDI ほか 4 社との間で本件ブラウン管の取引条件に関する本件交渉等を自ら直接行っていたものであるところ、本件合意は、その本件交渉等においてサムスン SDI ほか 4 社が提示する価格を拘束するものであったというのである。

そうすると、本件の事実関係の下においては、本件ブラウン管を購入する取引は、我が国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が経済活動として一体となっていたものと評価できるから、本件合意は、我が国に所在する我が国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであったといえることができる。」

本件において、日本国外の国家・競争当局が何らかの意見を表明し、最高裁がこれを判断の一助としたという事実は見受けられない。外在的適用限界 I については、日本の TV 製造業者が「ブラウン管テレビの製

造業務については現地製造子会社等に移管又は委託していた」という判示がある。これはブラウン管の製造業者についても同様である。本件特定ブラウン管の取引は、実質的にはすべて、東南アジアに所在する現地製造子会社間で行われていた。ブラウン管の取引においては、東南アジアが地理的市場を構成している。このような事実関係の下で、なぜ日本の独占禁止法が適用されたのか。言い換えれば、現地製造子会社間で行われた取引が、なぜ日本国内に悪影響を及ぼすといえるのか。

本判決に外在的適用限界に関する判示がないことは、「我が国の自由競争経済秩序」に対する弊害を判断することを目的とする以上、当然であるといえる。しかしここに前提として、「現地製造子会社等は、我が国テレビ製造販売業者による指示を受ける関係にあった」、「本件ブラウン管を購入する取引は、我が国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が経済活動として一体となって行った」という事実がある。

ここに、域外適用に対する外在的適用限界 I を検討する余地がある。「経済活動として一体」という判示は、かつて欧州裁判所が「染料カルテル事件判決」において提起した、経済的一体性理論 (economic entity doctrine) を想起させるからである。すでにこれを引用し、本件の判示とは相容れない、とする指摘がある⁴⁴。

経済的一体性理論とは、国内（域内）における子会社が独占禁止法違反行為を行った場合、国外（域外）の子会社が親会社の指示に従って同一の行動をとった場合に、域内親会社の責任を認める、という準則である。欧州裁判所は、欧州域内外事業者による染料価格引き上げカルテルにつき、当時欧州共同体に未加入であったイギリスの親会社 ICI に対し、以下のように述べて、域外親会社の違法行為を認めた。曰く、「子会社が独立した法人格を有するという事実は、その行為を親会社に帰属させる可能性を排除するに十分とはいえない」、「独立した法人格の帰結として当該事業者が形式的に分離されていることは、各事業者の市場における行為の一体性を妨げるものではない⁴⁵」と。

これは専ら、経済的に一体となった「国外・域外の」親会社を問責するための準則である。ブラウン管事件のように、むしろ弊害を被った国

⁴⁴ 小原善雄「日本独禁法の国際的執行を初めて是認した最高裁判決～テレビ用ブラウン管の国際カルテル事件～」国際商事法務 46 卷 4 号 (2018 年) 457 頁

⁴⁵ *Dyestuffs*, [1972] E.C.R. 619 at 662-3.

内親会社（そしてその製品を購入する最終消費者）をターゲットとしたものではない。仮に、本判決が、欧州裁判所による染料カルテル事件判決を想起させるならば、それは、経済的一体性理論の「逆用」であるとすらいえるであろう⁴⁶。日本のTVメーカーと現地製造子会社の一体性を認めるとしても、外国に所在するその材料（ブラウン管）メーカーの違法性を問うならば、関係他国と日本との密接関連性に対する言及は、一言あって然るべきではなかったかと思われる。

(b) 外在的適用限界Ⅱ

外在的適用限界を画する抵触法的アプローチの中において、国際法は、いわば侵食し、それが自国の法適用機関の中に作用する。それは、国内法解釈においては、国際法の存在が斟酌される、という形で現れる。本稿は、これを「外在的適用限界Ⅱ」という。

各国が国際法を斟酌するとはいっても、斟酌すべき国際法の、国内法における位置づけは一樣ではない。国内法解釈において国際法の果たす役割は、各国において異なる。そうであれば、問題は、各国が承認する国際法が、各国の法制度においてどのような位置づけを与えられるか、にある。その手法は、もっぱら、外国の法政策との利益衡量を経た「国際礼讓」に依拠されてきた。国内法を適用しない説明としての手法であれば、「国際礼讓」に正当性はある。ただし、これが法的拘束力を有するか否か、については議論がありうる。以下、この「国際礼讓」が、国際法として各国を拘束する法原理であるか否か、を検討する。

(ア) 「国際礼讓」と「国際紛争」

「国際礼讓」とは、一般的に、国家間で行われている礼儀、行為等のしきたりを指す。国際礼讓は、国家間の利益衡量という手法によって行われてきた。

この利益衡量に対しては、批判がある。例えば、①利益衡量は規制を行う国の一方的な評価を前提としている、②外交・国家防衛などの問題が裁判所に評価し得るかどうかが疑問である、③法・政策の衝突を評価し、これに対し判断を行うことを、裁判官がなし得るか疑問である、という見解がある⁴⁷。

⁴⁶ 小原・前掲注(44) 462頁。

国際法が効力を有するのは、各国間で紛争が生じた場合を、主として想定する。それではここでいう国際紛争とは、どのようなものか。

一般に、「国際紛争」は、「法律的紛争 (legal disputes)」と「政治的紛争 (political disputes)」との二つに区別される。法律的紛争は、実定国際法の解釈・適用をめぐる見解の対立から生じる紛争である。その解決には裁判的手続が適した方法であるため、「裁判に付しうる (なじむ) 紛争 (judicable disputes)」ともよばれる。政治的紛争は、利害関係の対立又は実定国際法の変更を伴う紛争である。国家の利益が関わっている場合も少なくない。かかる紛争の解決には、非裁判手続が適しており、政治的判断による妥協が必要とされるため、「裁判になじまない紛争」(non-justiciable disputes)ともよばれる⁴⁸。

独占禁止法の分野では、外交上の抗議や、相手国による対抗立法の制定などの形をとって国際紛争が顕在化したことはある。裁判所に係属する事件について、利害関係を有する国家が裁判所に意見を提出する場合もある⁴⁹。ただし、それらはいずれも、国際裁判に付される「法律的紛争」ではなかった。しかし、独占禁止法分野において、国際法上の「法律的紛争」が存在しないことは、国際関係を踏まえた考慮が不要であることまでは意味しない。「政治的紛争」が生じうる状況にあっても、紛争を予め回避するためのルールが、見出される必要があるだろう。

(イ) 「国際礼讓」と国際慣習法

それでは、ここにおいて国際礼讓は、国家間において拘束力を有するルールであるといえるか。

この点につき、関連する諸国家がそれぞれの利益を比較衡量し、その帰結として当該事案を処理する明白な利益があれば、それを有する国家に管轄権行使を譲歩するような国際ルールが、すでに形成されているという見解がある⁵⁰。ゆえに利益衡量は、抵触法のルールであり、国際法

⁴⁷ Joseph P. Griffin, *Jurisdiction and Enforcement: Foreign Governmental Reactions to U.S. Assertions of Extraterritorial Jurisdiction*, 6 GEO.MASON.L.REV. 505 (1998)

⁴⁸ 村瀬信也 = 奥脇直也 = 古川照美 = 田中忠著『現代国際法の指標』(有斐閣、1994年) 43頁 [村瀬執筆]

⁴⁹ このような利害関係を有する第三者を「法廷の友」(amicus curiae)といい、裁判所の許可を得て提出される意見書のことを amicus curiae brief という。田中英夫(編集代表)『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年) 48頁。

のルールでもある、という⁵¹。

例えば米国では、合衆国憲法第6編2項が、条約が「国の最高の法規」とであると定めている⁵²。ここに国際慣習法は含まれていない。合衆国憲法は、国際慣習法の国内的効力については触れていないのである。しかし、国際慣習法が国内で法的効力を持つことは、米国では、1900年のPaquete Habana 事件判決以来認められてきた。戦時中に沿岸漁業を行っていた漁船を拿捕することが国際法に反するとされたこの事件において、最高裁は、「国際法は、わが国の法の一部であり、国際法に基づく権利の問題が、裁判所の判決を求めるために提起された場合には、国際法は、つねに適切な管轄権のある裁判所によって確定され適用されなければならない⁵³」と述べて、国際慣習法が米国内法の一部であることを認めた。

それでは、国際慣習法と国内法が抵触する場合、優先的効力を与えられるのは、いずれであるか。この点前述 Paquete Habana 事件判決は、「条約及び執行部又は立法部の行為又は裁判所の判決が存在しない場合」にのみ、裁判所は国際慣習法に依拠すると述べている⁵⁴。これは、制定法や判例に、国際慣習法に優先する効力を認めたものとみることができる⁵⁵。国際慣習法と国内法が抵触し、かつ国内法が優先的効力を認められる場合、紛争解決の根拠として国際法が実施されず国際法違反が生じる、という結果を招く可能性がある。しかしこのとき、国内法解釈の場面において、国際法違反が生じるという結果をできるだけ回避するような努力が、なされることはないであろうか⁵⁶。ここでは、域外適用がど

⁵⁰ Karl M. Meessen, *Antitrust Jurisdiction Under Customary International Law*, 78 A.J.I.L. 783 (1984).

⁵¹ Schwartz & Basedow, *supra* note 15, at 92.

⁵² 合衆国憲法第6編2項「この憲法、これに準拠して制定される合衆国の法律、及び合衆国の権限に基づいてすでに締結されまた将来締結されるすべての条約は、国の最高法規である。各州の裁判官は、州の憲法又は法律中に反対の定めがある場合でも、これらのものに拘束される」

⁵³ The Paquete Habana, 175 U.S. 677, 700 (1900). 畝村繁『英米における国際法と国内法の関係』(法律文化社、1969年)207頁

⁵⁴ 175 U.S. at 700.

⁵⁵ 畝村・前掲注(53)236頁。

⁵⁶ 畝村・前掲注(53)376頁。

ここまで可能か、に関する国際慣習法が、国内法解釈にあたりどの程度斟酌されるかが、問題となるのである。

国際慣習法との関係における米国の法の解釈に関し、米国では、二つの解釈原理が存在する⁵⁷。第一は、制定法は「反対の意図が表明されない限り」、米国の領域内でのみ適用されるという原則である。第二は、制定法が国際法違反となるよう解釈されてはならないという原則である。

第一に、「連邦議会による制定法は、反対の意図が表明されない限り、米国の領域内でのみ適用される」という原則は、米国の法と外国法との間に生じうる抵触が国際紛争に繋がる事態を回避する⁵⁸。しかし仮に「反対の意図」が明示されれば、すなわち制定法が域外適用の意図を明確にしていれば、裁判所はその意図に従う。反トラスト法のように制定法の文言が「意図」を明確にしていなかった場合には、裁判所は、連邦議会の「黙示の意図」を推量して、法を適用することになる。経済活動が国際化するに伴い、反トラスト法の実効性を確保するために域外適用を認める必要があることが認識される。そこですでに米国の最高裁は、この域外適用反対の意図が、もはや覆されていることを宣言するに至った⁵⁹。

第二に、米国では一般に、国際法に違反しないように制定法を解釈するという理念が、判例により認められている。1804年の *Charming Betsy* 事件判決で、最高裁は、「連邦議会が制定した法律は、他に可能な解釈が残っている限り、国際法に反するように解釈されてはならない」⁶⁰と述べた。

米国反トラスト法の分野でも、国内法解釈において国際法を斟酌すべきことを示した判例がある。前述 *Alcoa* 事件判決は、反トラスト法の一般的文言が、「国家がその権力の行使に関して慣習的に遵守する制約を無視して」解釈されてはならないという。その上で、米国市場との関連性が希薄な行為に対しては、「連邦議会はそのような協定をシャーマン法違反とする意図がなかった、と考える方が安全である。」として、自制的な態度を示していた⁶¹。これは「適用限界」に関する判断に、国際法上

⁵⁷ VLADIMIR PAVIC, EXTRATERRITORIALITY IN THE MATTERS OF ANTITRUST 46 (2001).

⁵⁸ *EEOC v. Arabian Amer. Oil Co.* 499 U.S. 244, 248 (1991).

⁵⁹ *Hartford*, 509 U.S. at 796 (quoting *Alcoa*, 148 F.2d at 443-44).

⁶⁰ *Murray v. Schooner Charming Betsy*, 2 Cranch 64, 118 (1804).

⁶¹ *Alcoa*, 148 F.2d at 443-44.

の斟酌が作用することを示したものであると考えることができる。

日本においては、2001年に公表された『外務省委託研究報告書・競争法の域外適用に関する調査研究』⁶²が、より詳細に国際法上の根拠を論じている。管轄権の根拠については、行為と日本との間の「密接関連性」を判断基準とすることが、明記された⁶³。属地主義と効果理論が連続したものであると考えれば、「密接関連性」を、「域外適用の可否を判断する際の基本の一つとする」という主張には、合理性があると思われる。

前述したマリンホース事件において、「国際法の斟酌」如何は、定かではない。しかし、近年において密に行われている各国・各地域間競争当局の協力関係を鑑みれば、これが十全に機能した事例として評価できるであろう。本件に関しては、公正取引委員会、アメリカ合衆国司法省及び欧州委員会により、ほぼ同時に調査が開始され、アメリカ政府によりコーディネーター及び5社の営業担当者が逮捕されたという認定があった。各国・地域の競争当局間の協力関係により、スムーズな解決がなされた例の一つであるといえる。

IV 結び

本稿は、日本・米国・欧州における事例を参照しつつ、域外適用における「抵触法的アプローチ」の検討を行った。この問題に対しては、独占禁止法・抵触法・国際法の三者を総合的に俯瞰する必要がある。筆者はここで、現在までにおけるひとつの到達点を示したが、残された課題は山積している。抵触法理論のみならず、国際法が関連する問題、とりわけ「外在的適用限界Ⅱ」については、内外国における最新の事例を参照しつつ、さらに深い検討を行う必要がある。また、国際的な展開が著

⁶² 報告書を作成した「域外適用研究会」は、研究者（独占禁止法、国際法、国際私法）、外務省職員、公正取引委員会職員から成る。報告書における見解は「各人の所属団体の意見を代表するものではない」旨明記されているが、「域外適用研究会」会員である小寺教授は、「独禁法に関する日本政府の統一的な考え方が示された」としている。小寺彰「独禁法の域外適用・域外執行をめぐる最近の動向——国際法の観点からの分析と評価——」ジュリスト1254号（2003年）64頁、69頁。

⁶³ その前提としては、立法管轄権行使については属地主義が基本となること、ただし属地主義の拡張は認められること、日本は「効果理論」について「行為」と「効果」の関連が不十分であることを懸念していたこと、が述べられている。外務省委託研究報告書52頁。

論 説

しいインターネット取引における域外適用問題について、本稿では検討が及ばなかった。これらの問題について、情報をアップデートし、さらなる検討を加えることが、筆者に課せられた今後の課題となる。